



## 平成21年度決算に基づく

# 宍粟市の健全化判断比率の状況

○平成21年度決算に基づく宍粟市の健全化判断比率は、平成20年度決算に引き続き、4指標とも国の定める適正基準の範囲内となりました。

(単位：%)

| 区 分    | 【指標①】<br>実質赤字比率               | 【指標②】<br>連結実質赤字比率             | 【指標③】<br>実質公債費比率              | 【指標④】<br>将来負担比率       | 標準財政規模<br>(千円) |         |
|--------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------------|----------------|---------|
|        |                               |                               |                               |                       | うち<br>臨財債発行可能額 |         |
| 指標のみかた | ★一般会計等の実質的な赤字は収入に対してどのくらいあるのか | ★市の全会計の実質的な赤字は収入に対してどのくらいあるのか | ★収入のうち、どれくらいの割合を借金の返済に充てているのか | ★市の負債は収入に対してどのくらいあるのか |                |         |
| 平成21年度 | —                             | —                             | 19.6                          | 203.7                 | 14,920,649     | 914,073 |
| 平成20年度 | —                             | —                             | 19.3                          | 204.6                 | 14,664,879     | 588,946 |

✚ 赤字（不足額）がない場合（黒字の場合）は「—」で表示しています。

【平成21年度基準】

(単位：%)

|         |       |       |      |       |
|---------|-------|-------|------|-------|
| 早期健全化基準 | 12.78 | 17.78 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準  | 20.00 | 40.00 | 35.0 |       |

✚ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて毎年度変更します。



## 指標①

# 実質赤字比率

★H21 決算 宍粟市の比率

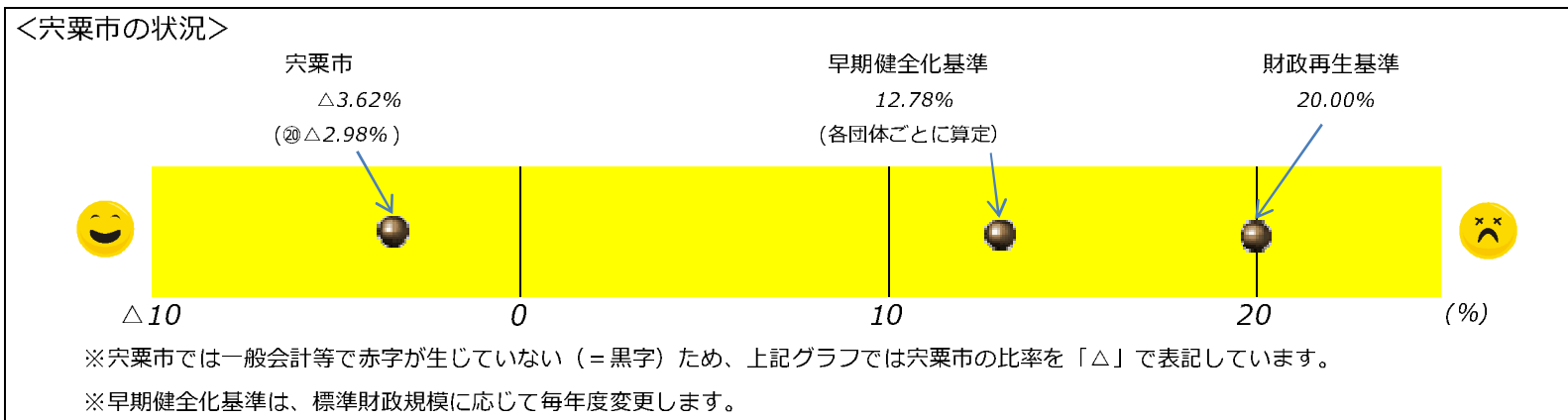
— %

(黒字のため該当なし)

- 道路整備や教育などの行政サービスを行うための一般会計等※1の赤字額が標準財政規模（市税や普通交付税などの収入）に対してどのくらいの割合になるかを示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。

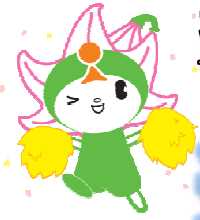
※1 一般会計等 … 宍粟市では一般会計と鷹巣診療所特別会計の合計を指しています。

- 平成21年度の宍粟市における一般会計等は黒字のため、実質赤字比率には該当していません。
- 黒字額は平成20年度と比較し1億360万円増えました。



【比率算出式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等（一般会計・鷹巣診療所特別会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（市税や普通交付税などの収入）}}$$



## 指標②

# 連結実質赤字比率

★H21 決算 宍粟市の比率

— %

(黒字のため該当なし)

- 特別会計（国保・介護特別会計など）や企業会計（水道・病院特別会計など）を含む、全ての会計の赤字額が標準財政規模（市税や普通交付税などの収入）に対してどのくらいの割合になるかを示します。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表します。
- 平成21年度の宍粟市は黒字のため、連結実質赤字比率には該当していません。
- 黒字額は特別会計の収益減等により平成20年度と比較し 7,700万円減少しました。

<宍粟市の状況>



※宍粟市では全ての会計で赤字が生じていない (=黒字) ため、上記グラフでは宍粟市の比率を「△」で表記しています。

※早期健全化基準は、標準財政規模に応じて毎年度変更します。

【比率算出式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{宍粟市の全会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（市税や普通交付税などの収入）}}$$



## 指標③

# 実質公債費比率

★H21 決算 宍粟市の比率

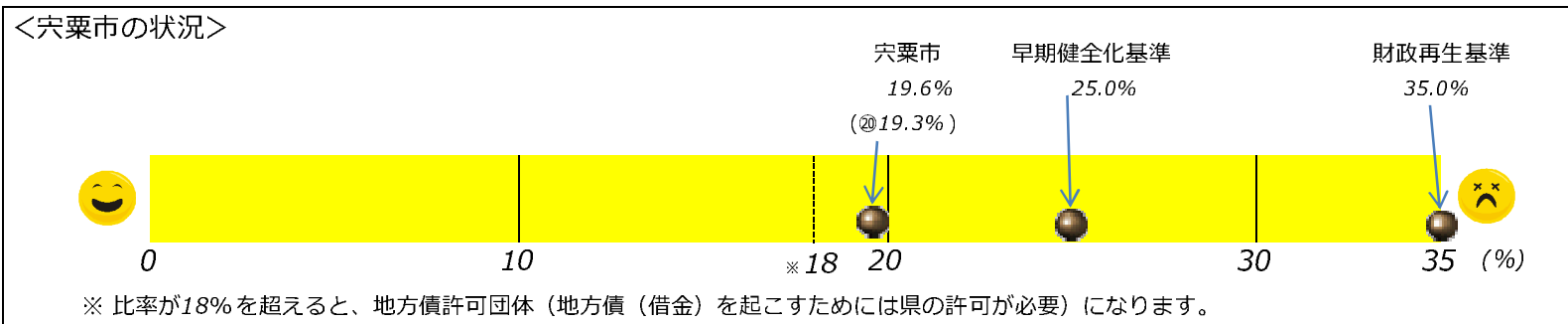
19.6 %

(20年度 19.3%)

一般会計等の借入金の返済額だけでなく、簡易水道事業や下水道事業などへの繰出金（借入金返済分）、一部事務組合への負担金（借入金返済分）を含めた市全体の借入金返済額が標準財政規模（市税や普通交付税などの収入）に対してどのくらいの割合になるかを示します。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表します。

平成21年度の宍粟市の比率（平成19年度・20年度・21年度単年数値の平均値）は19.6%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りましたが、過去の建設事業に対する借入金や地理的な要因により上下水道などの生活基盤整備に係る事業費が高むことなどが影響し、財政規模が同規模の市町と比較し依然高い比率になっています。

今後は、交付税算入率の高い有利な起債（借入金）の活用や、過去の借入金の繰上償還などにより、比率の抑制と更なる財政の健全化に努めます。（県下41市町中 第34位）



【比率算出式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}[\text{公営企業繰出金}] + \text{一部事務組合負担金}[\text{借入金返済分}] - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}))}{\text{標準財政規模}(\text{市税や普通交付税などの収入}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

の3年平均



## 指標④

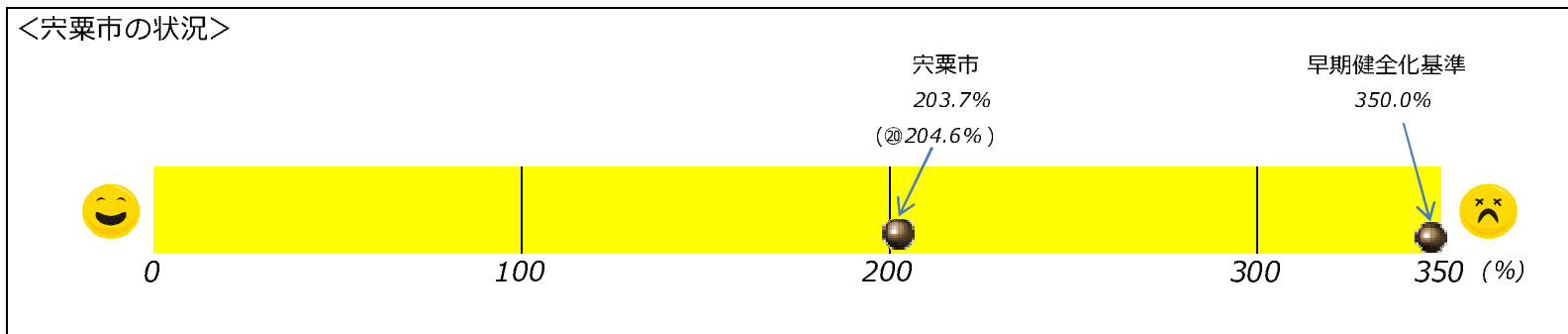
# 将来負担比率

★H21 決算 宍粟市の比率

203.7 %

(20年度 204.6%)

- 借入金（公営企業・一部事務組合含む）や職員の退職金など、将来負担しなければならない経費が標準財政規模（市税や普通交付税などの収入）に対してどのくらいの割合になるかを示します。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表します。
- 平成21年度の宍粟市の比率は203.7%で、早期健全化基準（黄信号基準）を下回りました。
- 分子となる地方債現在高は、市町村合併による施設整備の本格化により昨年度よりも増加しましたが、分母となる標準財政規模が交付税等の伸びにより増加したため、比率は0.9%好転しました。  
 今後は、交付税算入率の高い有利な起債（借入金）の活用や、過去の借入金の繰上償還などにより、比率の抑制と更なる財政の健全化に努めます。（県下41市町中 第35位）



【比率算出式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}[\text{借入金残額（公営企業・一部事務組合分含む）} + \text{退職手当負担見込} + \text{債務負担額}] + \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模（市税や普通交付税などの収入）} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$